

日立市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日立市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、本条例を制定するものであります。

## 日立市印鑑条例の一部を改正する条例

日立市印鑑条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。